

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月22日（平成30年（行個）諮問第52号）

答申日：平成30年10月2日（平成30年度（行個）答申第111号）

事件名：本人からの行政相談内容が記載された文書等の開示決定に関する件
（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 当審査会の結論

別紙1の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の趣旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月28日付け北海相第136号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、特定年月日Aに北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのメールに添付された〇〇様（審査請求人の姓。以下同じ。）からの相談内容が記載された文書及び〇〇様からの行政相談内容を供覧した文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

別紙2のとおり。

（2）意見書（添付資料省略）

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の趣旨

1 審査請求の経緯

平成29年9月1日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2（1）の保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、保有していない下記2（1）の②を除き、同月28日付けで一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同年12月27日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

- (1) 審査請求人が開示請求を行った保有個人情報、審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月日 A に行政相談した事案について、①審査請求人が総務省のホームページからインターネットにより同局に申し出た内容と同局が相談を受信した日時が分かる文書、②特定年月日 B に同局の職員が審査請求人に貸金庫規定（ひな形）が掲載されていることを参考までに知らせた文書及び③当該事案の処理状況が分かる相談対応票である。
- (2) 処分庁が原処分において開示することとした保有個人情報は、次のとおりである。
 - ① 特定年月日 A に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談のメール
 - ② 当該メールに添付された審査請求人からの相談内容が記載された文書（以下「メール添付文書」ともいう。）
 - ③ 審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書（以下「供覧文書」ともいう。）
 - ④ 当該事案の処理状況が分かる相談対応票

3 審査請求の趣旨等

(1) 審査請求の趣旨

当該メールに添付された審査請求人からの相談内容が記載された文書及び審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

「本物」が開示されていないため。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

ア メール添付文書

審査請求人は、メール添付文書について、審査請求人からのもの（「本物」）ではないと主張しているが、メール添付文書は、総務省のメールサーバーから北海道管区行政評価局に対して自動送信されたメールに添付されたものであり、同省のホームページのインターネットによる行政相談受付から入力された審査請求人の氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号、相談内容等が記載されている。よって、メール添付文書は、審査請求人からのものであると認められる。

イ 供覧文書

供覧文書は、メール添付文書に記載された相談内容等を転記し、事案処理を担当する職員の供覧に付したものである。

審査請求人は、供覧文書について、審査請求人からのもの（「本

物」)ではないと主張しているが、供覧文書における文字の書体及び文書の体裁は、メール添付文書と異なるものの、供覧文書に記載された氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号、相談内容等は、メール添付文書の記載内容と同一である。よって、供覧文書は、審査請求人からのものであると認められる。

(2) 結論

以上のとおり、処分庁においては、審査請求人の請求どおりに保有個人情報と特定し、開示していると認められることから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が特定年月日Aに総務省のホームページからインターネットにより北海道管区行政評価局に行政相談（以下「本件行政相談」という。）した事案に関する文書2及び文書3は本物ではないと主張し、本物の本件行政相談のメールに添付された審査請求人からの行政相談の内容が記載された文書及び上記の本件行政相談の内容を供覧した文書に記録された保有個人情報を特定してこれを開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 文書2について

文書2は、総務省のメールサーバーから北海道管区行政評価局に対して自動送信されたメールに添付されたものであり、総務省のホームページのインターネットによる行政相談受付から入力された審査請求人の氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号、相談内容等が記載されている。よって、文書2は、本件行政相談に係る相談内容が記載されたメール添付文書であると認められる。

イ 文書3について

文書3は、文書2に記載された相談内容等を転記し、事案処理を担当する職員の供覧に付したものである。審査請求人は、文書3について、審査請求人からのもの（「本物」）ではないと主張しているが、文書3における文字の書体及び文書の体裁は、文書2と異なるものの、文書3に記載された氏名、電子メールアドレス、住所、電話番号、相談内容等は、文書2の記載内容と同一である。よって、文書3は、本件行政相談の相談内容が記載された供覧文書であると認められる。

(2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された文書1ないし文書4（いずれも写し）を確認し、これらを対比して検討したところによると、上記(1)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められないから、文書2及び文書3に記録された保有個人情報、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報であると認められ、北海道管区行政評価局において、その外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情はない。

(3) 以上のとおり、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

1 本件請求保有個人情報

「審査請求人が北海道管区行政評価局に特定年月日 A に行政相談した事案について、①審査請求人が総務省のホームページからインターネットにより北海道管区行政評価局に申し出た内容と同局が相談を受信した日時が分かる文書、②当該事案の処理状況が分かる相談対応票」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書 1 特定年月日 A に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からのインターネットによる行政相談メール

文書 2 当該メールに添付された審査請求人からの相談内容が記載された文書

文書 3 審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書

文書 4 当該事案の処理状況が分かる相談対応票

別紙 2

当該文書における記載欄の見出しは、「ご意見・ご要望内容」であるから。私は、「応接態度」を一度も使ってないから。私は、平成26年3月以降「当方」を一度も使ってないから。本物を開示してほしい。

所定の様式に複写した場合に、ゴシック体の文字が複写後に明朝体の文字に変化することはないから。郵便番号、電話番号は半角英数字（特定郵便番号、特定電話番号）なので全角のハイフン（特定郵便番号、特定電話番号）は入力できないから。複写後に住所のハイフン全角（特定住所の地番）が半角（特定住所の地番）に変化することはないから。本物を開示してほしい。

別紙 3

北海道管区行政評価局は、メールをねつ造した。それを隠ぺいするために「当初の利用目的を達成したため」という理由をつけ、利用停止・消去し、審査会に諮問せずに大臣裁決をした。これは明らかに個人情報保護法違反である。保有個人情報利用停止請求を提出すると、すでに利用停止・消去したとして審査会に諮問しなかったのに、審査会に諮問するために開示してほしいという理由をつけて審査請求をしたものです。

○ 上記第3の4(1) 諮問庁の意見

ア メール添付文書

- 郵便番号が左詰めになっている。 → 本物は右詰めになっている。
応接態度を使っている。 → 応接態度は一度も使っていない。今後態度である
当方を使っている。 → 匿名を希望しない場合は、当方ではなく〇〇を使っている。

メール添付文書は、審査請求人からのものではないと認められる。

イ 供覧文書

供覧文書における文字の書体及び体裁は、添付文書と異なるものの、・・・・。

- 本物の供覧文書は、供覧文書における文字の書体及び体裁は、ゴシック体であり、〇〇が総務省HP（ホームページの略称。以下同じ。）の入力フォームに入力したものと同一である。

特定職員B扱いの相談対応票の行政苦情110番メール 別紙のとおり
今回の偽物は、所定の様式に複写した後、

- ・ゴシック体が明朝体になっている。
- ・郵便番号に全角ハイフンが入る。半角英数8文字なので全角は使えない。
- ・特定郵便番号（全角ハイフン）は総務省HP入力フォームではエラーが出て、入力できない。
特定郵便番号（半角ハイフン）は入力可能である。
- ・電話番号に全角ハイフンが入る。
特定電話番号（全角ハイフン）は同様にエラーとなる。特定電話番号（半角ハイフン）は入力可能である。
- ・住所の枝番の全角ハイフンが半角ハイフンになっている。
特定住所の地番（全角ハイフン）が特定住所の地番（半角ハイフン）となっている。